


令和 6 年 度

納沙布岬灯台法面改良改修工事 仕様書

第一章 工 事 概 要

1. 工事名称 納沙布岬灯台法面改良改修工事
2. 施工場所 納沙布岬灯台：北海道根室市(納沙布岬)
3. 工事期間 契約の日から令和7年3月28日まで
4. 工事概要 法面崩落箇所の復旧
(ア) 仮設工事
(イ) 盛土工事
(ウ) ふとんかご設置工事
(エ) 植生工事
(オ) のり面地下排水工事
5. 管理事務所 部 署 名 根室海上保安部 交通課
所 在 地 〒 0 8 7 - 0 0 5 5 北海道根室市琴平町1-38
電 話 0 1 5 3 - 2 4 - 3 3 5 4
6. 発注元 第一管区海上保安本部 交通部整備課
所 在 地 〒0 4 7 - 8 5 6 0 北海道小樽市港町5-2
電 話 0 1 3 4 - 2 7 - 0 1 1 8
7. 官 給 品 なし

第二章 一般共通事項

1. 適用範囲
工事実施に際しては、設計図書に従い施工する。
 2. 設計図書
設計図書とは、図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む）をいう。
 3. 監督職員
監督職員とは、工事請負契約書に規定する監督職員をいう。
 4. 疑義に対する協議
設計図書に明記のない場合又は疑いを生じた場合は、監督職員と協議する。
 5. 現場の納まりなど
現場の納まり、取り合いなどの関係で、設計図書によることが困難又は不都合な場合は、監督職員と協議する。
 6. 諸 届
(1) 港則法適用海域において海上工事を施工する場合、「工事許可申請書」を管轄する海上保安部署へ提出し許可を受ける。
(2) 港則法適用海域外において海上工事を施工する場合、「工事のお知らせ」を管轄する海上保安部署へ提出する。
(3) 工事において交通船を使用する場合は、海上運送法の「不定期航路事業の届出」を行っている船舶を使用する。
(4) この他に工事の施工に必要な官公署その他の関係機関への手続は速やかに実施する。
 7. 現場代理人及び主任技術者
(1) 現場代理人及び主任技術者とは、工事請負契約書に規定する現場代理人及び主任技術者をいう。
(2) 現場代理人及び主任技術者の経歴書を監督職員に提出する。
 8. 工事現場の安全衛生管理
(1) 工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、関係法令等に従いこれを行う。
(2) 工事現場においては、常に整理整頓を行い、特に危険箇所の点検を行うなど、事故の防止に努める。
 9. 災害及び公害の防止
(1) 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、関係法令に従い適切に処置するとともに、特に下記の事項を守らなければならない。
(a) 第三者に災害を及ぼしてはならない。
(b) 公害の防止に努める。
(c) 善良な管理者の注意をもってしても、なお災害又は公害の発生のおそれがある場合の処置については、監督職員と協議する。
(d) 気象、海上気象の変化に注意し、事故の防止に努める。
(e) 機械器具等の取り扱いに注意し、事故の防止に努める。
(2) 第三者に対して損害を与えた場合は、請負者は適正な補償をしなければならない。
(3) 安全対策
第一管区海上保安本部が運用している海の緊急情報の配信サービス等を活用し、津波、気象及び海上の各警報等について、迅速な情報入手に努める。
(ホームページアドレス) <https://www7.kaiho.mlit.go.jp/micsmail/reg/touroku.html>
- 

10. 臨機の処置
災害又は公害が発生した場合及び発生するおそれのある場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督職員に報告する。

11. 養生
従来部分、施工済み部分、未使用材料などで、汚染又は損傷のおそれのあるものは、適切な方法で養生及び保護を行う。
また、各種機器及び既存部分に機能停止等の支障を与えないように十分な養生及び保護を行う。
12. 工程表
着工に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。
13. 施工計画書
着工に先立ち、監督職員から施工計画書の作成を求められた場合、速やかに作成し、監督職員の承諾を受ける。
14. 施工図、現寸図、見本その他
施工図、現寸図、見本などは、必要に応じて速やかに提出し、監督職員の承諾を受ける。
15. 職方への指示
「12. 13. 14.」により作成した図書などは、関係する職方に周知徹底させる。
16. 材料
(1) 材料は、新品とし、「18.」により合格したもの又は、承諾を受けたものとする。
(2) 材料の品質が明示されていない場合は、均衡を得た品質のものとする。
(3) 設計図書による「JIS（日本産業規格）の規格品」と指示された材料は、JIS マークの表示のあるもの又は JIS の規格証明書の添付されたものとする。
(4) 調合を要する材料は、調合表を監督職員に提出して、承諾を受ける。
17. 材料搬入の報告
材料の搬入ごとに、その材料が設計図書に定められた条件に適合することを確認し、必要に応じ、証明となる資料を添えて、監督職員に「27.」の工事報告で報告する。
ただし、軽易な材料については、監督職員の承諾を受けて、報告を省略することができる。
18. 材料の検査
(1) 材料は、種別ごとに監督職員の検査を受ける。ただし、軽易な材料については、監督職員の承諾を受けて省略することができる。
(2) 合格した材料と同じ種類の材料は、監督職員が特に指示する材料を除き、以後の使用を承諾されたものとする。
19. 材料検査に伴う試験
(1) 試験は、下記の場合に行う。
(a) 設計図書に定められた場合。
(b) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合。
(2) 供試体は、監督職員の承諾を受けて、作製する。
(3) 試験は、公的試験所、その他の試験所、工事現場など適切な場所で行うものとし、その決定にあたっては、監督職員の承諾を受ける。なお、公的試験所で行う場合を除き、原則として監督職員の立ち会いを受ける。
(4) 試験が完了したときは、その試験成績書を速やかに監督職員に提出する。
20. 施工
施工は、設計図書及び「12. 13. 14.」による監督職員の承諾を受けた工程表、施工計画書、施工図、現寸図などに従って行う。
21. 技能士
技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士の資格を有し、合格証明書等を監督職員に提出して、承諾を受けた者とする。
ただし、作業の一部が軽易な場合は、監督職員の承諾を受けて、省略することができる。
22. 施工の検査
監督職員の検査は、下記の場合に行う。ただし、これによることが困難な場合は、別に指示する。
(1) 設計図書に定められた場合。
(2) 監督職員の指定した工程に達した場合。
23. 施工の立ち会い
監督職員の立ち会いは、下記の場合に行う。
(1) 設計図書に定められた場合。
(2) 監督職員が特に指示する場合。

- (3) 監督職員等の工事発注者側が現場立会いに交通船が必要な場合は、前項6. (2) の届出をしている船舶を使用する
24. 施工検査に伴う試験
- (1) 試験は、下記の場合に行う。
- (a) 設計図書に定められた場合。
- (b) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合。
- (2) 供試体の作製及び試験所等は、「19.」による。
25. 他工事との出合
- 他の請負者によって施工される工事との出合となる場合、監督職員の指示に従い関係請負間において十分協議を行い、相互に円滑な工事の実施に努めなければならない。
26. あと片付け
- 工事完成に際しては、建築物などの内外のあと片付け及び清掃を行う。
27. 工事報告
- 工事の進捗、材料の搬入、搬出、作業員の作業、気象状況等を記載した報告書を原則として毎週作成し、監督職員に提出する。
28. 工事写真
- (1) 工事工程写真及び完成写真の撮影及び写真の整理方法等詳細は「工事写真の撮り方」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)による。
- (2) 工事写真の撮影用具としては、35mm フィルムを使用するカメラ、APS カメラ、デジタルカメラの何れかとする。なお、使用するカメラ仕様は「工事写真の撮り方」による。
- (3) 工事工程写真及び完成写真は、原則として、各1部ずつ監督職員に提出する。
29. 完成写真
- 正面・側面等2～3方向から撮影し、各方向ともキャビネ判にて、正面については3部、その他については各1部、監督職員に提出する。
30. 竣工検査
- (1) 現場代理人は検査に立ち会い、検査又は試験の結果、当該目的物が完成されていない場合は、検査職員の指示に従い、請負人の負担において適切な措置を講じなければならない。
- (2) 検査職員等の工事発注者側が現場検査に交通船等が必要な場合は、6. (2) の届出をしている船舶とする。
31. 官給品等
- (1) 本工事において、官給品がある場合は、現場代理人または主任技術者は次の処置をとる。
- (a) 官給品の引渡を受ける際には、現場に立会い、「官給品受領書」を2部提出する。
- (b) 官給品の保管場所・保管方法ならびに使用状況について指示を受けたときは、必要な処置をとる。
- (c) 官給品の使用が終了した時は、「官給品精算書」を2部提出して確認を受け、引渡を行う。
- (2) 本工事において、撤去品が発生した場合、現場代理人または主任技術者は次の処置をとる。
- (a) 撤去品の保管場所・保管方法ならびに使用状況について指示を受けたときは、必要な処置をとる。
- (b) 監督職員の指示する場所に運搬し「撤去品発生通知書」を2部提出する。
32. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置
- 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置については、第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。

第三章 工事仕様

図面及び仕様書に記載のない事項は、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）」及び「建築物解体工事共通仕様書・同解説」によるものとする。

1節 仮設工事

1. 足場その他
足場、栈橋、仮囲い、敷き鉄板等は、労働安全衛生法、建築基準法、建築工事公衆災害対策要綱その他関係法令に従い、適切な材料及び構造とする。
2. 養生シート
工事期間中は、足場周囲を養生シート等で囲う。
養生シートは灯台の色と同様色のものを使用する。
3. 工事用電源
工事期間中の工事用の電源は、供給用の発電機（外置防音型）での対応を基本とする。
4. 清掃後片付け
工事中及び完成後は、施設内外の清掃を行う。
5. 機器仮設・安全対策
改修工事期間中は、設置機器、配線及び電線管等の仮移設や養生を行い、終了後現状に復す。
改修工事期間中は、施工範囲への観光客等への立ち入りを制限する等安全対策を確実にを行う

2節 敷地工事

1. 盛土工事
法面整形は、設計図書に準じて実施する。
なお、法面への盛土に当っては盛土と現地盤の密着を図り、滑動を防止しなければならない。
2. 建設発生土の処理
建設発生土は、以下の処理場の指定場所に搬出し整地する。
なお、搬出前に「根室市ごみ埋立処理場土砂等搬入許可証」を根室市あて提出する。
搬出先：根室市ごみ埋立処理場（根室市月岡町2丁目34番地）
3. ふとんかご工
使用するふとんかご等は以下のとおりとする。
(ア) 特殊ふとんかご（法面用）
3.2φ×網目50mm×50mm H=0.25m（ポリエチレン系樹脂被覆付亜鉛メッキ鉄線）
(イ) ふとんかご（階段式）
4.0φ×網目130mm×130mm H=0.50m（ポリエチレン系樹脂被覆付亜鉛メッキ鉄線）
(ウ) 法枠アンカーピン
土砂用 22φ×1m（SS400）
4. 植生工
(1) 図示のとおり、法面に客土吹付を実施する。

- (2)客土吹付厚さは3cmとする。
- (3)吹付種子は以下を標準とし、配合等については監督職員と協議する。
ケンタッキーブルーグラス
クリーピングレッドフェスタ
ハードフェスタ
- (4)地域性系統の在来種（外国在来種を除く）により植生を行う必要がある場合は、監督職員と協議する。
- (5)肥料は高度化成肥料とし、窒素、りん酸、加里の成分が共に10%以上で合計40%以上のものを使用する。（使用量16kg/100㎡）
- (6)土壌改良材、粘着剤、客土等は以下を標準とする。（吹付厚1cm当り）
- | | |
|--------------------|-----------------------|
| 土壌改良材A（有機含有量30%以上） | 12kg/100㎡ |
| 土壌改良材B（ピートモスA級） | 2000/100㎡ |
| 土壌改良材B（木質土壌改良材） | 100kg/100㎡ |
| ファイバー | 20kg/100㎡ |
| 粘着剤（液体） | 8kg/100㎡ |
| 粘着剤（粉末） | 1kg/100㎡ |
| 客土 | 1㎡ ³ /100㎡ |
- ※土壌改良材BはピートモスA級か木質土壌改良材のどちらかを使用する。
※粘着剤は液体か粉末のどちらかを使用する。

5. のり面地下排水工

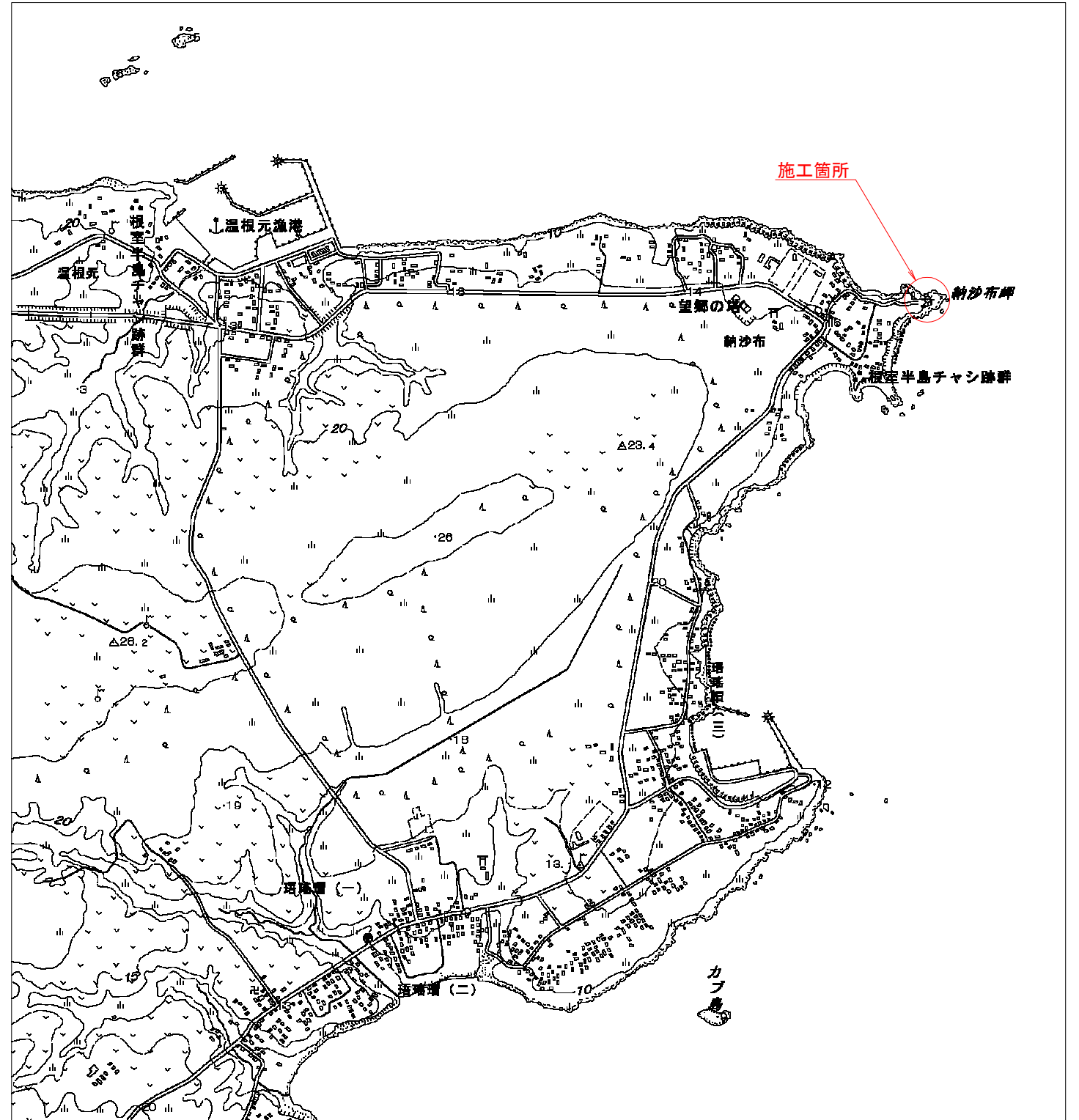
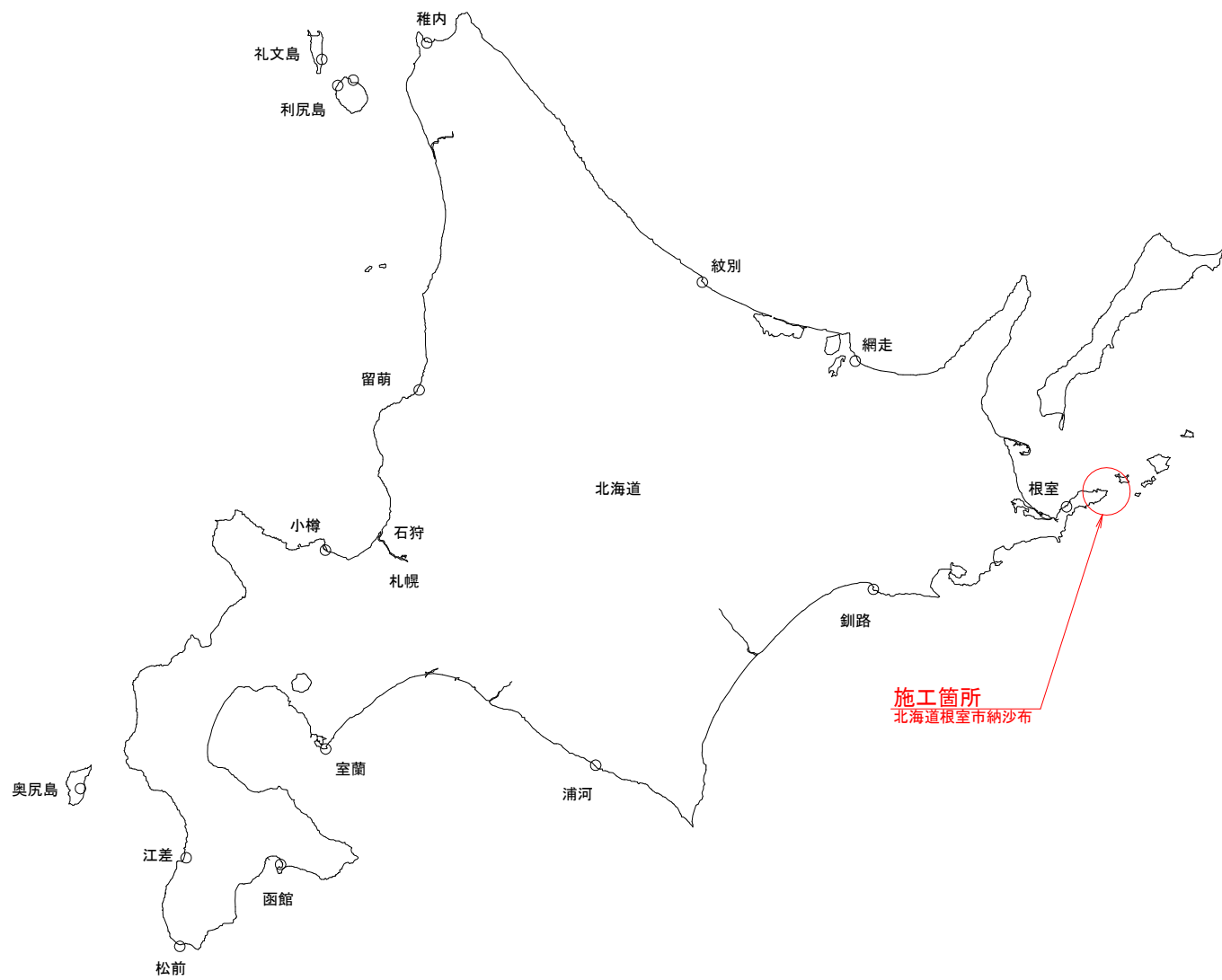
- (1)図示のとおり、雨水集水枡（840×840）を3箇所設置する。
- (2)各枡間は雨水縦断管VP150φにて接続する。
- (3)流末管は高密度ポリエチレン管シングル200φとする。

3節 電気設備工事

1. 解体・撤去・復旧

設計図に示す工事により支障となる器具・配管等の取り外し、取付復旧工事を行う。
上記により復旧した場合には、動作確認等の試験を行い、監督職員の検査を受ける。

位置図
 (納沙布岬灯台敷地)
 S=1:10,000

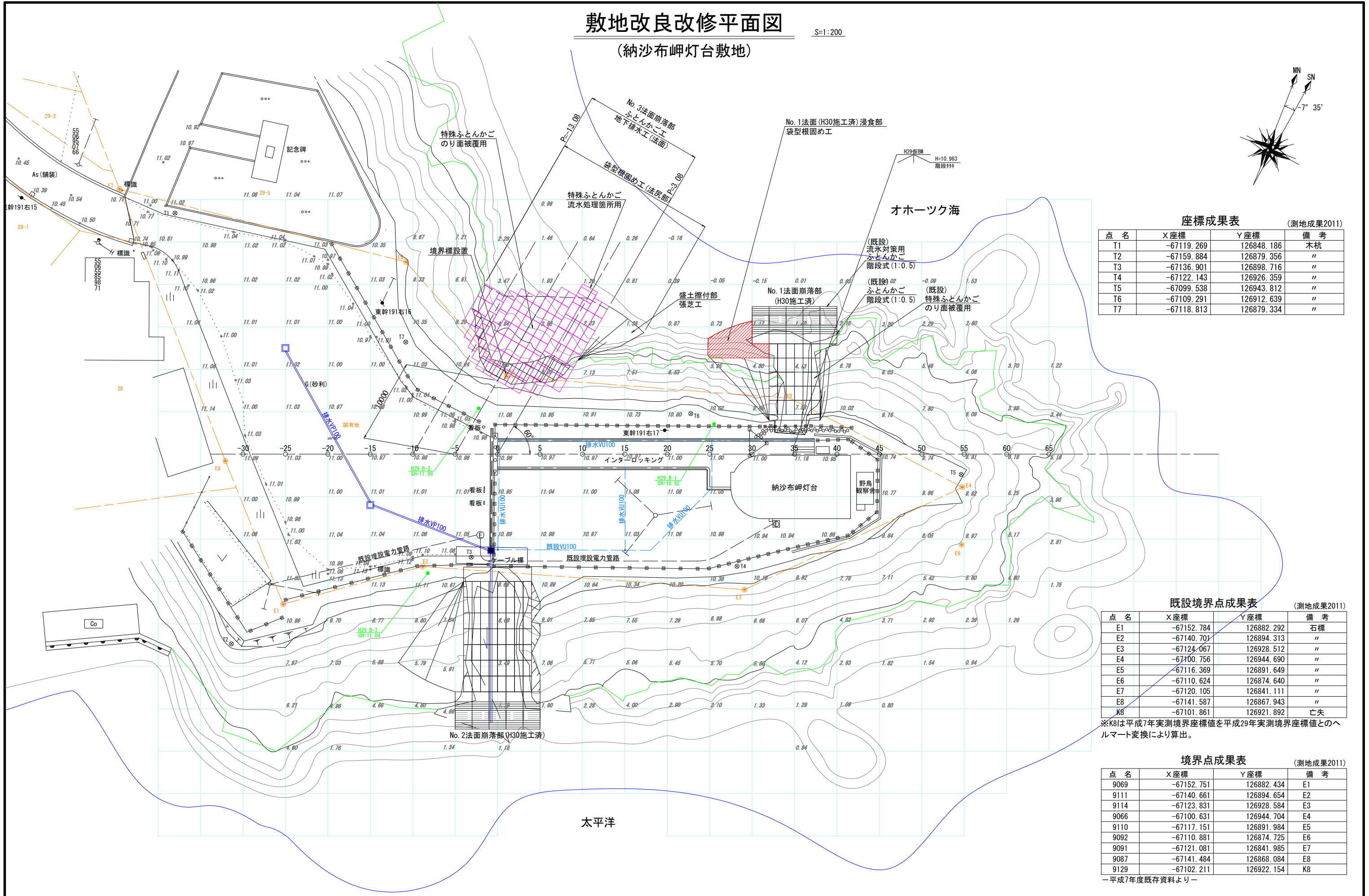


令和6年度	工事名称 納沙布岬灯台法面改良改修工事	図名 位置図	縮尺 S=1/10,000	設計 第一管区海上保安本部 交通部整備課	設計 番号	葉数 8	番号 1
-------	------------------------	-----------	------------------	-------------------------	----------	---------	---------

敷地改良改修平面図

S=1:200

(納沙布岬灯台敷地)



座標成果表 (測地成果2011)

点名	X座標	Y座標	備考
T1	-67119.269	126848.186	木杭
T2	-67159.884	126879.356	〃
T3	-67136.901	126898.716	〃
T4	-67122.143	126926.359	〃
T5	-67099.538	126943.812	〃
T6	-67109.291	126912.639	〃
T7	-67118.813	126879.334	〃

既設境界点成果表 (測地成果2011)

点名	X座標	Y座標	備考
E1	-67152.784	126882.292	石標
E2	-67140.701	126894.313	〃
E3	-67124.067	126928.512	〃
E4	-67100.756	126944.690	〃
E5	-67116.369	126891.649	〃
E6	-67110.624	126874.640	〃
E7	-67120.105	126841.111	〃
E8	-67141.587	126867.943	〃
K8	-67101.861	126921.892	亡失

※K8は平成7年実測境界座標値を平成29年実測境界座標値とのヘルマート変換により算出。

境界点成果表 (測地成果2011)

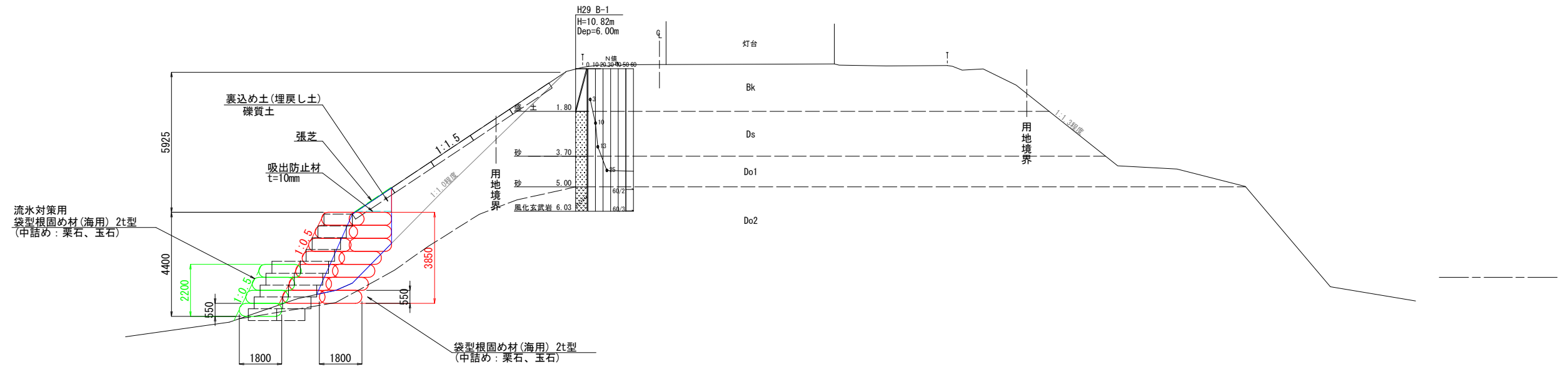
点名	X座標	Y座標	備考
9069	-67152.751	126882.434	E1
9111	-67140.661	126894.654	E2
9114	-67123.831	126928.584	E3
9066	-67100.631	126944.704	E4
9110	-67117.151	126891.984	E5
9092	-67110.881	126874.725	E6
9091	-67121.081	126841.985	E7
9087	-67141.484	126868.084	E8
9129	-67102.211	126922.154	K8

—平成7年度既存資料より—

法面復旧標準断面図(1)

S=1:100

No. 1法面 (H30施工済) 浸食部

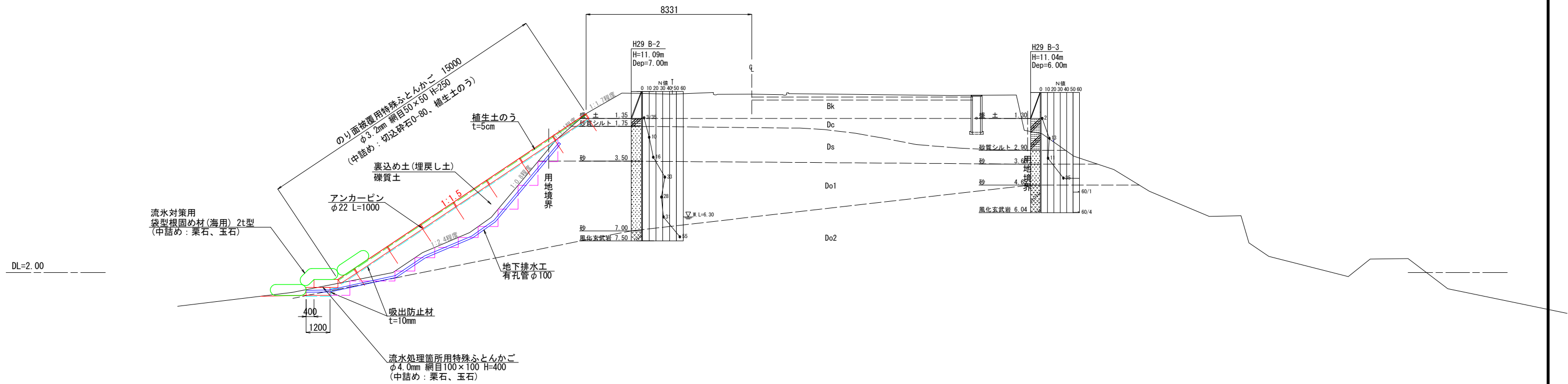


令和6年度	工事名称 納沙布岬灯台法面改良改修工事	図名 法面復旧標準断面図(1)	縮尺 S=1/100	第一管区海上保安本部 交通部整備課	設計	葉数 8	番号 3
-------	------------------------	--------------------	---------------	-------------------	----	---------	---------

法面復旧標準断面図(2)

S=1:100

No. 3法面崩落部



※ふとんかごのメッキ鉄線は、ポリエチレン系樹脂被覆とすること。
 ※流水対策用袋型根固め材(海用)2t型は、No. 1法面流水対策用ふとんかご天端高まで設置すること。

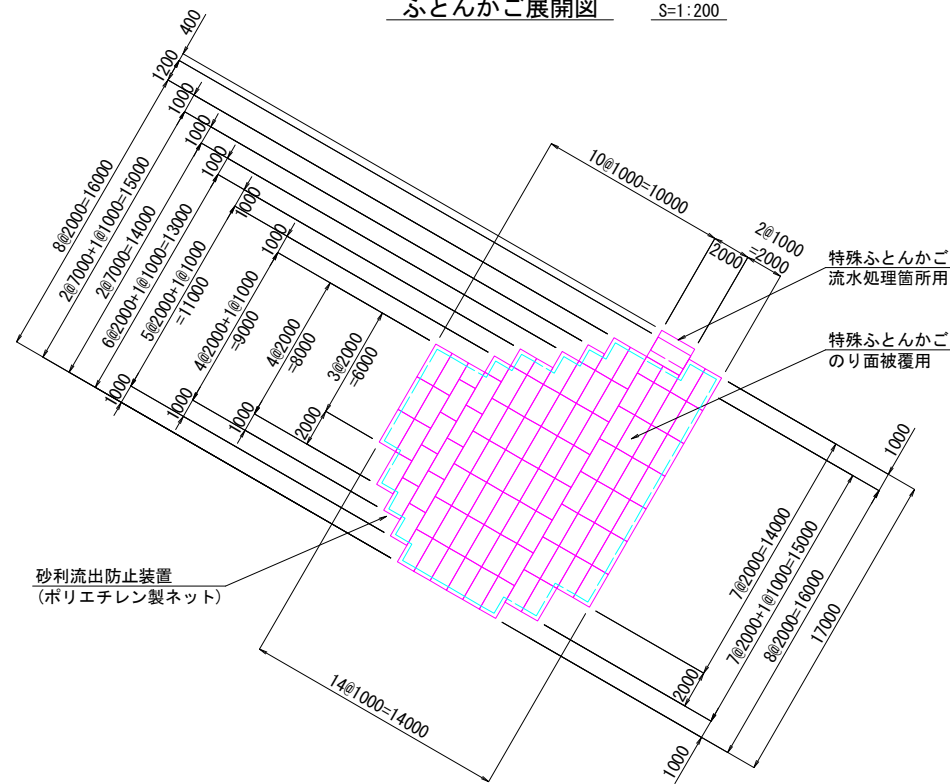
L側地盤線は、センターから30度傾けた位置での地盤線である。

令和6年度	工事名称 納沙布岬灯台法面改良改修工事	図名 法面復旧標準断面図(2)	縮尺 S=1/100	設計 第一管区海上保安本部 交通部整備課	設計	葉数 8	番号 4
-------	------------------------	--------------------	---------------	-------------------------	----	---------	---------

ふとんかご・地下排水工展開図

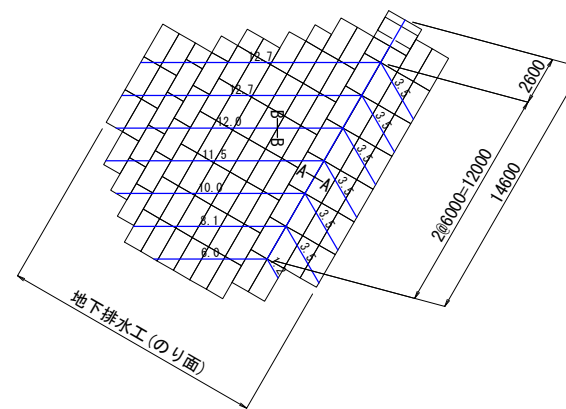
No. 2法面崩落部

ふとんかご展開図 S=1:200

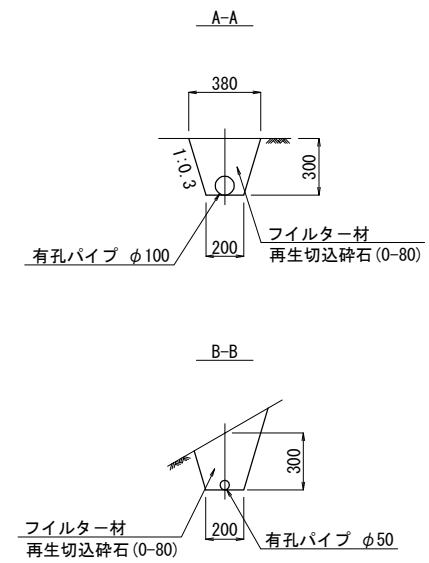


※ふとんかごのメッキ鉄線は、ポリエチレン系樹脂被覆とすること。
 ※砂利流出防止装置は、のり面特殊ふとんかご設置範囲の外周側面のみ設置すること。

地下排水工展開図 S=1:200



地下排水工断面図 S=1:20



令和6年度	工事名称 納沙布岬灯台法面改良改修工事	図名 ふとんかご・地下排水工展開図	縮尺 図示	設計 第一管区海上保安本部 交通部整備課	葉数 8	番号 5
-------	------------------------	----------------------	----------	-------------------------	---------	---------

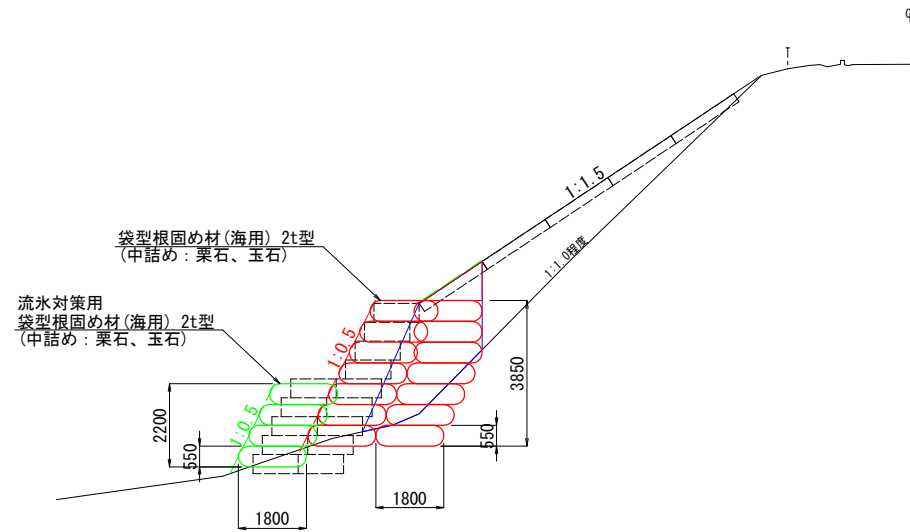
袋型根固め工設置図

S=1:100

(参考図)

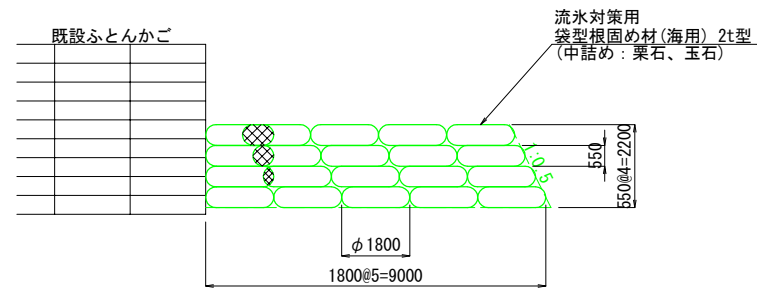
No. 1法面 (H30施工済) 浸食部

断面図



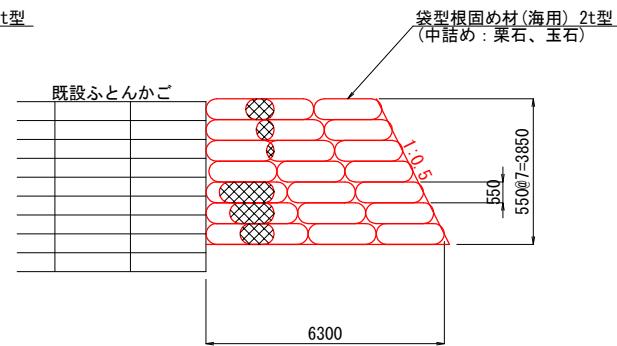
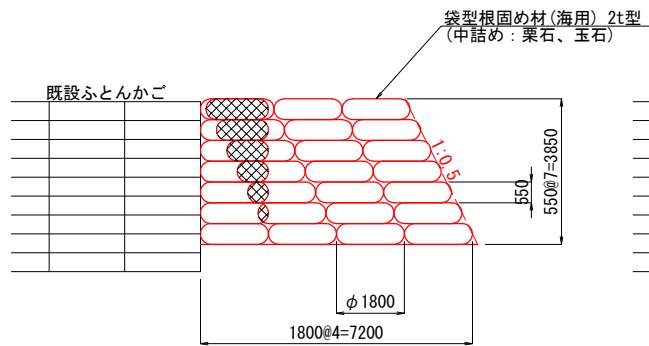
正面図

流水対策用



前列

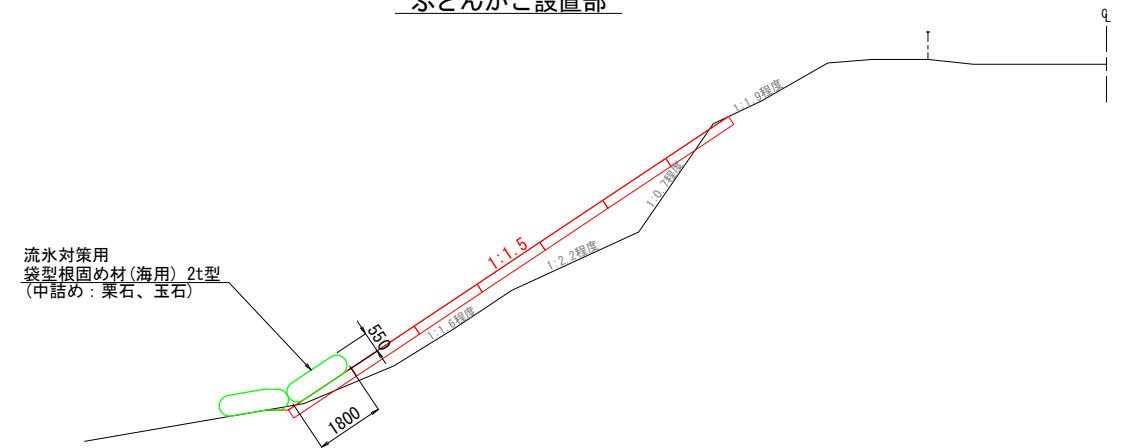
後列



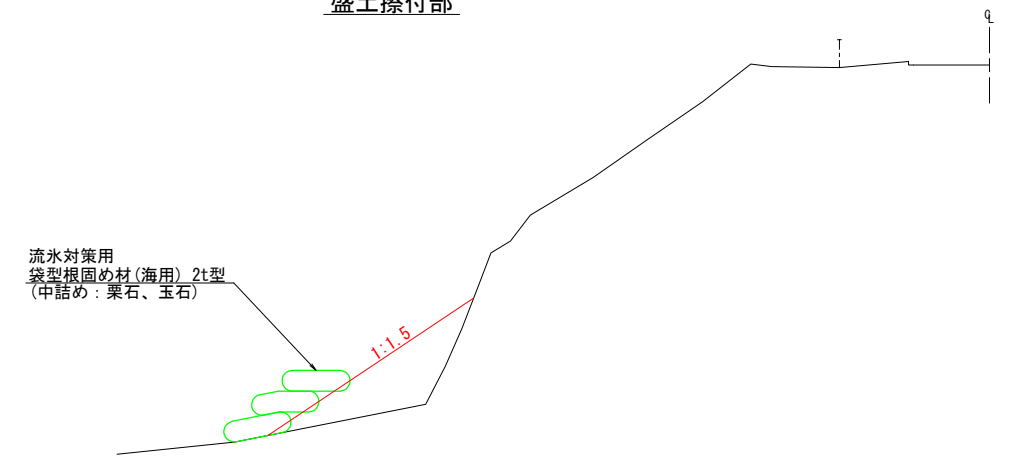
No. 3法面崩落部

断面図

ふとんかご設置部



盛土擦付部

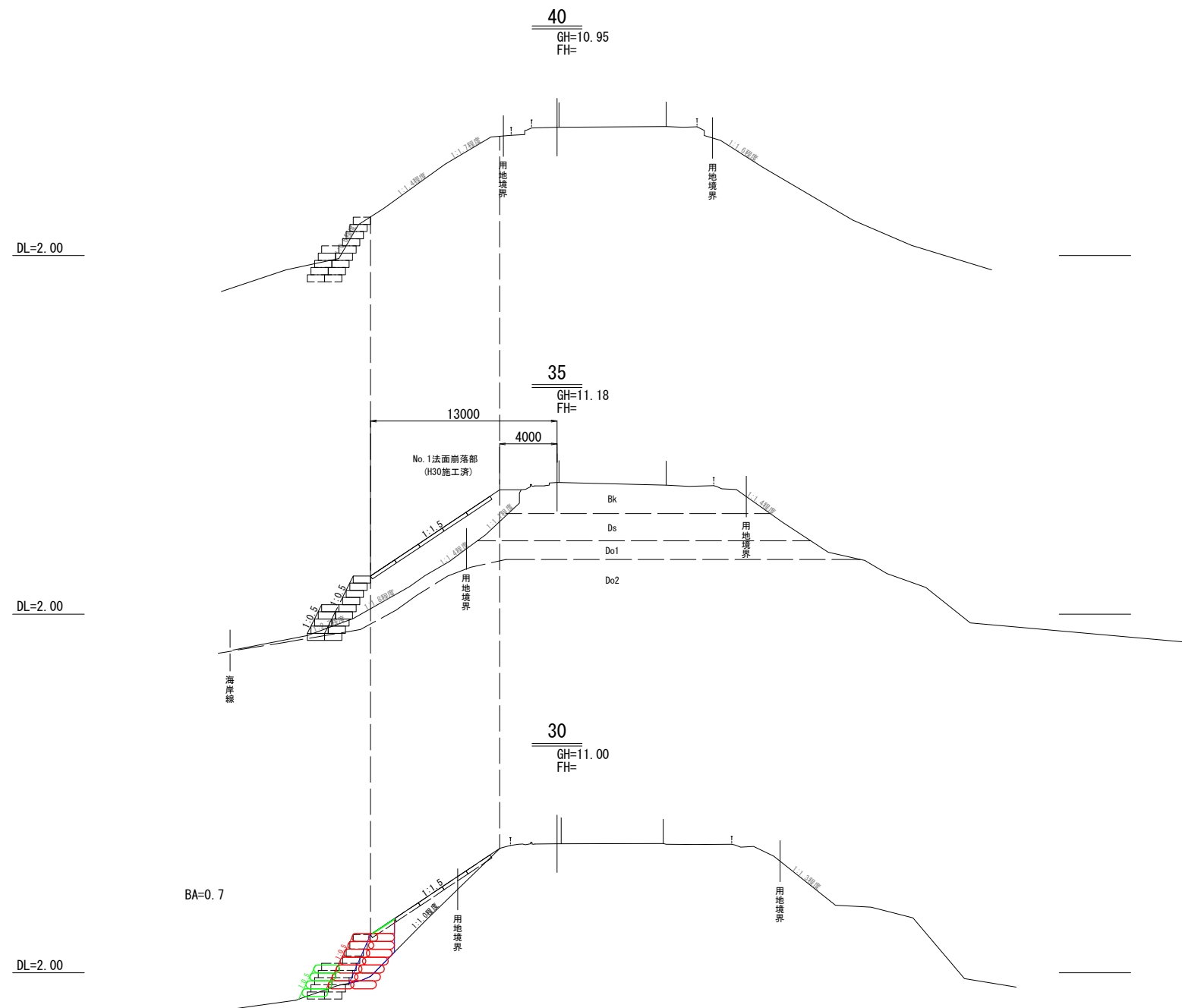


※流水対策用袋型根固め材 (海用) 2t型は、No. 1法面流水対策用ふとんかご天端高まで設置すること。

令和6年度	工事名称 納沙布岬灯台法面改良改修工事	図名 袋型根固め工設置図 (参考図)	縮尺 S=1:100	第一管区海上保安本部 交通部整備課	設計	葉数 8	番号 6
-------	------------------------	-----------------------	---------------	-------------------	----	---------	---------

法面復旧横断図(1)

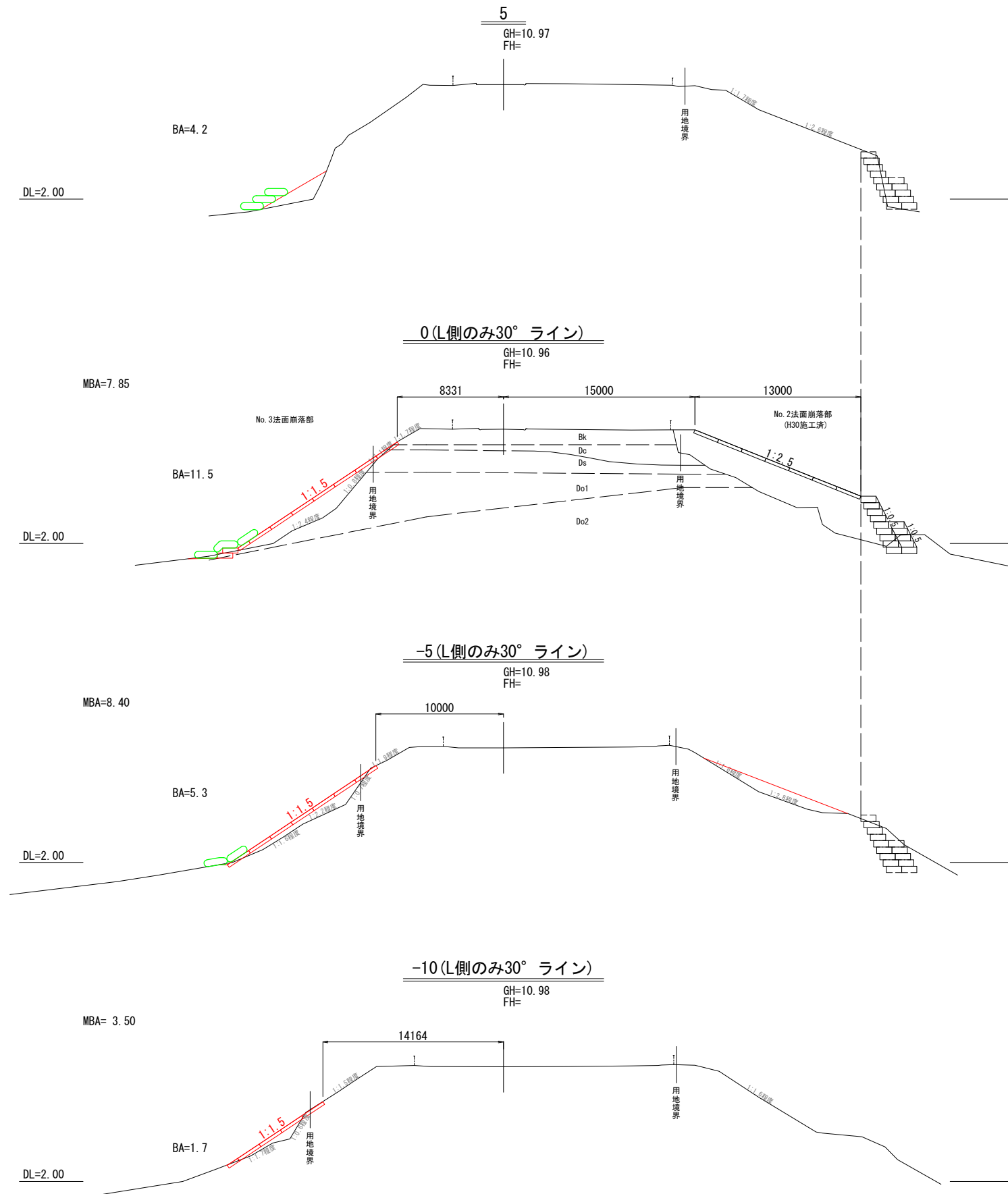
S=1:200



令和6年度	工事名称 納沙布岬灯台法面改良改修工事	図名 法面復旧横断図(1)	縮尺 S=1/200	第一管区海上保安本部 交通部整備課	設計	葉数 8	番号 7
-------	------------------------	------------------	---------------	-------------------	----	---------	---------

法面復旧横断図(2)

S=1:200



令和6年度	工事名称 納沙布岬灯台法面改良改修工事	図名 法面復旧横断図(2)	縮尺 S=1/200	設計 第一管区海上保安本部 交通部整備課	葉数 8	番号 8
-------	------------------------	------------------	---------------	-------------------------	---------	---------